BB_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BC_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0019
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0019

BD　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、AE において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の児童数が 3 年前の 5 月 1 日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は 5 パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当し

BF_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成 28 年度及び平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0019
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0019
BG_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0017
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0017

BH　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、AG において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の児童数が 3 年前の 5 月 1 日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は 5 パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当し